

避難所のルール①

年 月 日現在

避難所運営委員会

避難所を利用される方は、避難所のルールを守るよう心掛けるとともに、避難所運営への参画をお願いします。



—基本事項—



◎避難所は、地域全体の防災拠点

避難所は、ここで生活する方だけの場所ではありません。避難所以外で生活している方の生活支援の拠点でもあります。

◎避難所は、避難所を利用している全ての方の協力で運営

- ・避難所は、コミュニティの場です。
- ・年齢や性別に関係なく、利用者全員で役割分担し避難所の運営をします。

◎利用者の増減、状況によってスペースの移動をお願いします

- ・利用者の増減、要配慮者への対応等、状況によって居住スペースなどの移動をお願いします。

◎立入制限箇所等へは入らないでください

- ・避難所周辺の危険箇所、特定の利用者だけが利用する部屋等へは立ち入らないでください。

◎プライバシーの保護に努めます

- ・居住スペースは、各自の家と考え、むやみに立ち入るなどしないでください。

◎周囲に迷惑をかける行為はしない

- ・ラジオや携帯電話等の音量に注意し、周囲への迷惑になることはしないでください。

◎施設入口、通路等に、避難の妨げとなる物を置かない

- ・避難所内外の整理整頓を心がけ、安全・安心な避難所運営に努めます。

◎避難所内は土足厳禁とし、靴は各自で保管

- ・居住スペースの環境保持、施設の破損防止のため、土足厳禁とします。

◎居住スペースは、各世帯が管理・清掃を行います

- ・居住スペースは、世帯が責任をもって管理・清掃し、清潔を保ちましょう。

◎避難所内は、禁煙・禁酒

- ・タバコは、決められた場所で吸い、必ず火の始末をしてください。

避難所のルール②

—避難所運営委員会について—

◎ 避難所運営に必要なことを話し合うため、避難所運営委員会組織します。

- ・避難所運営委員会は、避難所を利用する方の代表者で組織します。
- ・具体的な業務は、避難所を利用する方などで編成する活動班が行います。
- ・避難所運営委員会の定例会議は、毎日開催します。



毎日

午前 時 分

午後 時 分

に開催

—総合受付について—

◎ 総合受付は、各種手続きや相談受付を行います。

- ・避難所への入所時、外出時、退所時には総合受付で手続きをしてください。
- ・避難所を利用する方の安否確認や現在の居場所等を一括管理しています。外出・退所の際は、必ず総合受付に相談してください。

総合受付の対応時間は、

午前 時 分～午後 時 分

までです。

◎ 避難所を利用する方の情報を家族（世帯）ごとに登録します。

◎ 個人情報、公開してもよいとした方の分のみ公開します。

- ・生活支援を適切に行えるよう、在宅避難者や車両避難者も含めて、避難所利用者の情報を登録します。
- ・障がいのある方、アレルギー、その他の慢性疾患をお持ちの方、妊娠中や乳幼児をお連れの方などで、特に配慮が必要な方は、登録の際に申し出てください。
- ・犬や猫等のペットの情報も登録します。
- ・一時帰宅等のために一時的に避難所を離れる場合、避難所を退所する場合は、必ず総合受付にご相談ください。



避難所のルール③

— 就寝・起床時間について —

- ◎ 居住スペースは、就寝時間になったら消灯します。
- ◎ 安全のため、管理に必要なスペースや廊下、トイレ等は夜間も点灯します。

起床時間は、

午前 時 分



就寝時間は、

午後 時 分



— 放送時間について —

- ◎ 電話の取次ぎや避難所内での情報周知のための放送は時間は下記のとおり。
※ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。

放送開始は、



午前 時 分

放送終了は、



午後 時 分

— 電話対応について —

- ◎ 避難所あてに電話があった場合は、呼出伝言を行います。
- ◎ 携帯電話はマナーモードにしてください。
 - ・周囲の迷惑にならないよう、居住スペース等の生活の場での携帯電話の使用はご遠慮ください。



電話対応時間は、

午前 時 分～午後 時 分

までです。

避難所のルール④

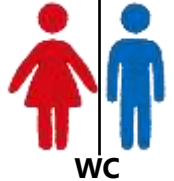
—ペットについて—

◎ ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任をもって飼育してください。

- ・ ペット（補助犬は除く）は決められた場所で飼育し、居住スペースに入れないでください。
- ・ 避難所でペットを飼育する際は、必ず総合窓口に出してください。

—トイレについて—

◎ 利用者全員が、清潔に使用することを心がけてください。
◎ トイレの清掃は、避難所利用者全員の交代で1日3回行います。



トイレ掃除は、以下の時間帯に行います。

朝	時頃	午前	時頃	午後	時頃
---	----	----	----	----	----

—ゴミについて—

◎ ゴミは分別して、指定の場所に出してください。
・ 燃やすゴミ、プラスチック、資源ゴミ等に分別してください。
・ 清潔を保つため、生ごみは水分を切ってください。



—食料や物資の配給について—

◎ 配給は、避難所以外の場所で生活する被災者にも平等に行います。
◎ 特別な事情がある場合は、避難所運営委員会で協議の上、配給等を行います。

食料は原則、下記の時間に配布します。

朝	:	頃	昼	:	頃	夜	:	頃
---	---	---	---	---	---	---	---	---

特別な物資の配布場所（子ども向け、女性向け、高齢者向け等）

物資	場所
----	----

物資	場所
----	----

物資	場所
----	----

被災された皆様へ

ホテルや旅館等の宿泊施設が
ご利用できる可能性があり
ますので、まずはご相談を

住宅の浸水等により、帰宅が不可能となっている
避難者の長期化する避難生活に伴う健康状態の
悪化を避けるための支援です。

☆ 要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊婦等
の援護の必要な方及びそのご家族）以外のご利用
は〇泊〇日以内となります。

連絡先はこちら

山ノ内町災害対策本部（総務課）

Tel：0269-33-3111

山ノ内町健康福祉部（健康福祉課）

Tel：0269-33-3116